

緊急対応マニュアル

令和6年8月26日より

大野町教育委員会

1. 異常気象時の対応

1) 大野町に「警報」が発表された場合

*警報：特別・大雨（土砂災害・浸水害）・洪水・暴風・暴風雪・大雪

条 件	対 応	給 食
登 校 前	児童生徒は自宅待機。 (家族とともに「命を守る行動」をとり、登校しない。)	な し
登 校 後	状況により、学校側で下校が困難と認めた場合には「学校待機」「保護者引き渡し」とし、安全と判断されるまで下校を見合わせる。	状況によ って判断 する

2) 警報が解除された場合

解 除 の 時 刻	授業等の扱い	給 食
午前6時より前に解除された場合	通常通り授業を行う。	あり
午前6時から午前7時までに解除された場合	第3校時より授業を行う。	あり
午前7時以降に解除された場合 解除されなかった場合	登校しない 学校よりタブレットに配 信される指示により家庭 で学習	な し

3) 「注意報」が発表の場合

登校前	・各校区の状況によって、学校より緊急連絡をいれる場合がある。連絡がなければ児童生徒は通常の登校。 ・学校からの緊急連絡がない場合でも「危険」と判断したら、児童生徒は無理に登校しないで、自宅で待機する。その旨を学校へ連絡する。
登校中 下校中	・児童生徒は、危険と思われる箇所があるときは、回り道をして自宅または学校へ引き返す。
在校中	・学校が状況を確認・判断し、「学校待機」または「保護者引き渡し」とする。（教師の誘導によって下校させる場合もある。）

4) 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表の場合

危険が予想される前日の14時に発表される

前日14時に発表	登校しない。学校よりタブレットに配信される指示により家庭で学習
----------	---------------------------------

2. その他の自然災害に伴う対応

熱中症	<ul style="list-style-type: none"> ・気温・湿度に注意を払い、熱中症指標計（熱中症予防のための運動指針）を利用するなどして、活動内容・活動時間・活動方法・休息时间などを十分に配慮する。 ・水分補給のための水筒を持参させる。
落雷	<ul style="list-style-type: none"> ・原則「雷注意報」が発表されていたら、落雷の恐れがあることを認識し、厚い黒雲（雷雲）・雷鳴の状況により、活動を見合わせ（中止・変更）避難する。 ・登校前に雷鳴が聞こえたら、児童生徒はしばらく自宅で待機する。 ・登下校中に雷鳴が聞こえたら、児童生徒は近くの建物に避難して聞こえなくなるまで待機する。（下校前の場合は学校で待機する。）

3. 大地震発生に伴う対応

震度4以上の地震が起きた場合は、以下のように対応する。

登校前	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、地域の方(学校運営協議会が依頼する)で、校舎及び通学路の安全点検を行う。 ・児童生徒は第3校時より登校する。（安全が確認できた段階で「すぐーる」により登校時刻を配信する。） ・児童生徒は地震がおさまったり、警戒宣言が解除されたりしても危険を感じる場合には、家で待機したり、震火災避難広場へ避難したりするなど、家庭で打ち合わせた方法に従い行動する。
登校や下校途中	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が校区を巡視し、児童の安全確認・所在確認を行う。 ・児童生徒は危険と思われる箇所がある場合は、回り道をしてでも家または学校へ避難する。 ・いろいろな事故が予想されるので、状況に応じて登下校途中の民家や商店に助けを求めたり、最も近い震火災避難場所へ向かったりするなど、学校や家庭で普段から緊急の場合の避難方法について話し合い、約束を決めておく。
在校中	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての教育活動を中止し、教師の指示でグラウンドへ避難する。 ・児童生徒は避難後、原則として学校待機。 ・教職員は地震の規模や被害状況および今後の安全予想をふまえ、一斉下校または引き渡しを行う。その他地震の程度に応じて対応する。

